

令和4年6月24日

福祉部長寿応援課

枝川高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の選定手続きについて

枝川高齢者在宅サービスセンターについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区高齢者在宅サービスセンター条例」に基づき、平成17年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和5年3月29日をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
枝川高齢者在宅サービスセンター	江東区枝川一丁目8番15-101号

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
社会福祉法人 奉優会	令和2年4月1日から 令和5年3月29日まで

3 指定期間

令和5年3月30日から令和10年3月31日まで

4 選定方法

公募による選定とする。

5 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和4年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和4年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和5年3月	協定書の締結
令和5年3月	指定管理者による運営開始